2019 年 4 月 23 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

—労働·社会保険関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第486号)

国務院弁公庁、

社会保険料率引き下げに係る総合方案を発表 さらなる企業コストの削減へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院弁公庁は、2019 年 4 月 1 日付けで『社会保険料率の引き下げに係る総合方案の印刷・配布に関する通達』(国弁発[2019]13 号、以下『13 号通達』という)を公布しました。『13 号通達』では、2019 年 5 月 1 日より、社会保険のうち、都市部従業員基本養老保険」(以下「養老保険」という)企業納付比率の引き下げ、失業・労災保険料率の段階的な引き下げ政策の適用期間延長について定めています。また、社会保険料納付基準額の計算につき、その範囲を調整する旨も明らかにしています。

□ 社会保険料率の引き下げ等により、企業コストの削減を図る

> 養老・失業・労災保険料率の引き下げ

今年3月の『政府活動報告』にて発表された「企業のための減税・コスト削減措置」の一環として、4月1日施行の増値税税率引き下げ政策²に続き、今回の『13号通達』では、社会保険料率の一部引き下げを認める等の方針を示しました。また、各地域の関係部門に対し、4月15日までに調整案等について人力資源・社会保障部、財政部へ報告し届けるよう求めました。政策の具体的な内容については、以下をご参考ください。

○ 2019年5月1日より、養老保険の企業納付比率を16%まで引き下げ

- ✓ 各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団において養老保険の企業納付比率が16%を上回る場合、 16%への引き下げが可能
- ✓ 現在、16%を下回る場合、経過期間における規則を研究・制定
- 2019年5月1日~2020年4月30日、失業・労災保険料率の段階的な引き下げ政策の適用期間を延長
 - ✓ 失業保険料率の合計が1%の地域につき当該政策の適用期間を延長して実施
 - ✓ 労災保険料率の段階的な引き下げを延長して実施

¹ 都市部従業員基本養老保険には、企業および政府部門・事業単位の基本養老保険が含まれます。

² 増値税税率の引き下げ政策の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 484 号をご参照ください。以下の URL から ダウンロードできます。⇒ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0509-XF-0105.pdf

現在、養老保険の企業納付比率は、地域によって異なりますが、高い地域が 20%、低い地域が 14%³となっています。『13 号通達』の実施後、養老保険料の企業負担額ベースでみると、一部地域において最大 2 割削減されることになります。また、労災保険料率について、労災保険基金の累計繰越額の支給月数が 18~23 ヶ月の統一運営地域の場合は、現行の料率を基準として 20%、支給月数が 24 ヶ月以上の統一運営地域の場合は、同 50%引き下げることができるとしています。

> 社会保険の納付基準額に係る計算範囲の調整

社会保険の納付基準額は、企業および個人の社会保険料負担額に影響する重要な要素であり、これまでは当該地域における前年度の非私営企業の従業員平均月額賃金(以下「平均賃金」という)に基づいて、それぞれ、上限(平均賃金の3倍)と下限(平均賃金の60%)を計算していました。今回の『13号通達』では、社会保険加入者の実際の平均賃金水準をより合理的に反映するため、従来の計算範囲に加え、新たに前年度の私営企業の従業員平均月額賃金も対象とすることに決めました。

調整前

当該地域において、前年度の<u>非私営企業の従</u> 業員平均月額賃金に基づき計算

調整後

当該地域において、前年度の<u>非私営業企業の従</u> 業員平均月額賃金と前年度の<u>私営企業の従業員</u> 平均月額賃金に基づき計算

これにより、小規模・零細企業、労働密集型企業や賃金水準が比較的低い従業員等、納付基準額の下限に基づき社会保険料を納付するケースに対しては、負担額の軽減が期待できます。また、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用の労働者、個人経営者や失業者等に対しては、調整後の納付基準額の60%~300%の範囲内において、自らの状況に応じて適切な納付基準額を選択して社会保険料を納付することができることについても明確にしています。

→ 社会保険関連制度の整備・改善

『13 号通達』では、社会保険料率引き下げのほか、社会保険料徴収体制改革や養老保険の省による統一運営の推進等、社会保険制度の整備・改善にも力を入れる方針を示しました。企業従業員の養老保険料およびその他の社会保険料については、原則上、現行の徴収体制に基づき行うとし、政府部門・事業単位の社会保険料および都市部住民社会保険料の徴収・管理については、期限通りに税務部門へ移行するとしています。

また、企業のこれまでの滞納分について、関係部門に対し、自らが徴収体制改革の過程において滞納分を集中的に追納させることを禁じ、小規模・零細企業の負担額を増加させるようなやり方をしてはいけないことも明確に定めています。

政府は、2015年から2018年にかけて、計5度にわたる社会保険料率の引き下げを実施してきました (次頁の図表をご参考)。現行の政策施行期限が到来する今年4月末時点で、企業の負担軽減額は約5,000 億元に達する見通しです。さらに、政府の試算によると、今回の社会保険料率の引き下げにより、養老

³ 本稿執筆時点で、養老保険料率 14%を実施している地域は広東省、浙江省となります。

保険の負担軽減額は 1,900 億元超、失業・労災保険料は同 1,100 億元超とされ、通年で計 3,000 億元以上の負担軽減につながるとしています(人力資源・社会保障部、財政部等の 4 部門の関連責任者による 『13 号通達』についての記者問答)。

『13 号通達』の実施に伴い、養老保険料率の地域差の縮小、全国における料率の統一、養老保険の統一運営の実現・推進がなされ、また企業および従業員の積極的な保険加入の促進や、企業および養老保険制度の発展における好循環サイクルの構築が期待されます。

【ご参考】社会保険料率の引き下げに関する政策の推移

75 D	佐仁吐如		di dia
項目	施行時期		内容
養老保険	2016年5月1日~ 2018年4月30日	✓ ✓	企業納付比率が 20%以上の地域につき、20%へ引き下げ 企業納付比率が 20%以上、2015 年末までの繰越額の支給月数が 9 ヶ月 を上回る地域につき、段階的に 19%へ引き下げ可
	2018年5月1日~ 2019年4月30日	✓	企業納付比率が 19%以上、2017 年末までの繰越額の支給月数が 9 ヶ月 を上回る地域につき、19%を適用
失業保険	2015年3月1日~	✓ ✓	企業納付比率:2%⇒1.5% 個人納付比率:1%⇒0.5%
	2016年5月1日~ 2018年4月30日	✓ ✓	企業納付比率: 1.5%⇒0.5%~1% 個人納付比率: 0.5%⇒0.5%以下
	2017年1月1日~ 2018年4月30日	✓ ✓	失業保険料率の合計が 1.5%の地域につき、1%へ引き下げ可 企業納付比率: 0.5%~1%⇒0.5%
	2018年5月1日~ 2019年4月30日	✓	2017 年の基準に基づき施行
労災保険	2015年10月1日~	<th>労災リスクの程度に基づき、各産業を計8つの種類に分類し、それぞれ3もしくは5段階の変動幅を設定 平均料率:1%⇒0.75% 業界基準料率(最低値):0.5%⇒0.2% 業界基準料率(最高値):2%⇒1.9%</th>	労災リスクの程度に基づき、各産業を計8つの種類に分類し、それぞれ3もしくは5段階の変動幅を設定 平均料率:1%⇒0.75% 業界基準料率(最低値):0.5%⇒0.2% 業界基準料率(最高値):2%⇒1.9%
	2018年5月1日~ 2019年4月30日	✓	平均料率: 0.75%⇒0.4~0.6%
生育保険	2015年10月1日~	√	企業納付比率:1%⇒0.5%以内

(人力資源・社会保障部の関連情報に基づき、中国アドバイザリー部作成)

*

『13 号通達』の詳細については、以下のリンクから中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続きや、調整後の社会保険料率および納付基準額等については、所在地の人力資源・社会保険部門または税務主管部門へお問い合わせください。

国务院办公厅关于印发降低社会保险费率综合方案的通知 国办发〔2019〕13 号

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

【ご注意】

- 1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。